

スクールカウンセラー等 勤務条件等に関する要領

1 趣旨

三重県教育委員会事務局における会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程に定めるもののほか、会計年度任用職員であるスクールカウンセラー等の勤務条件等に関して必要な事項を定める。

2 任期

当該年度の4月1日（年度途中の採用にあつては採用日）から
当該年度の3月31日まで

※ただし、採用の日から起算して、1月間（実際に勤務した日数が15日に満たない場合は、その日数が15日に達するまで）は条件付採用とし、条件付採用期間の終了前に、教育委員会が別段の措置をしない限り、その期間が終了した日の翌日において会計年度任用職員の任用は正式のものとなる。

3 再度の任用の有無

有（条件有）

公募により、面接等の審査を経て、再度の任用を行う場合がある。

4 再度の任用の判断基準

実績及び面接等により総合的に判断する。

5 業務の内容

スクールカウンセラー等は、生徒指導課長及び所属長の指揮監督のもとに、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 児童生徒へのカウンセリング
- (2) カウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する助言・援助等
- (3) 児童生徒のカウンセリング等に関する情報収集・提供
- (4) 訪問型支援
- (5) 教職員や児童生徒への研修や講話
- (6) 事件・事故等の緊急対応における心のケア
- (7) その他、児童生徒のカウンセリング等に関し、学校長が認めるもの

スクールカウンセラースーパーバイザーは、生徒指導課長の指揮監督のもとに、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 児童生徒へのカウンセリング
- (2) カウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する助言・援助等
- (3) 児童生徒のカウンセリング等に関する情報収集・提供
- (4) スクールカウンセラーに対する指導・助言、研修会講師等
- (5) スクールソーシャルワーカー等との連携推進のための指導・助言
- (6) その他、スクールカウンセラー活用事業を円滑かつ効果的に推進するために必要な業務

※スクールカウンセラースーパーバイザーは、学識経験者及びスクールカウンセラーの中から生徒指導課長が任命する。

6 業務に必要な免許、資格又は学歴（履修科目）

(1) スクールカウンセラー（有資格者）

- ①公認心理師
- ②財団法人日本臨床心理士資格認定協会認定の臨床心理士
- ③精神科医
- ④児童生徒の臨床心理に関して高い専門性及び経験を有し、学校教育法第1条に規定する大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授又は講師（常時勤務をする者に限る）又は助教の職にある者又はあった者

(2) スクールカウンセラーに準ずる者

- ⑤大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者
- ⑥大学もしくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者
- ⑦医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者

7 勤務場所

三重県内の公立小中学校、義務教育学校、県立学校、教育支援センター及び生徒指導課長が指定する場所

8 勤務時間・日数、休憩時間

- ・年間勤務時間 805時間以内
- ・1日当たりの勤務時間
午前8時30分から午後5時15分までのうち、4時間から7時間
(休憩時間は、勤務時間が6時間を超える場合は45分)
※事案の状況に応じて時間をずらして対応をする場合がある。

9 休日

勤務日以外の日

(原則は土日、祝日及び年末年始は休日とする。ただし勤務の割振りがあった場合を除く。)

10 休暇制度

別紙一覧表のとおり。

なお、再度、任用された場合は、年次有給休暇を繰越することができる。

※詳細は「三重県教育委員会事務局における会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規定」による。

11 報酬

報酬等 (※)	時間額 スクールカウンセラー (有資格者) 5, 0 0 0 円 スクールカウンセラーに準ずる者 3, 0 0 0 円
期末手当	無
その他手当に相当する報酬	通勤手当を別に定める規定に基づき支給
退職手当	無
報酬締切日	毎月末
報酬支払日	翌月 2 1 日 (ただし、この日が休日に当たる場合はその前日)
支払方法	口座振込 (法令の規定に従い、源泉徴収がなされます)
昇給	無

※ 「報酬等」は、地域手当相当の報酬を含んだ額。

12 旅費

- ・職員等の旅費に関する条例に基づき支給するものとする。
 - ・運転免許証を所有し、自動車等を運転する場合は、公務出張に使用する自家用車の届け出が必要となる。以下の①～④を提出するとともに、運転免許証については、直接、実物を確認することとする。
 - ①運転免許証の写し (実物確認有り)
 - ②車検証の写し
 - ③自賠責保険加入の写し
 - ④任意の自動車保険 (対人無制限、対物 3 0 0 万円以上に加入) の写し
- なお、運転免許証の他、期限が設けられているものについては、更新後に必ず写しを提出する。

13 社会保険等

- ・県の規定による公務災害補償の対象となる (又は「労働者災害補償保険法の適用」となる)。

14 退職

- ・任用期間が満了又は死亡の際は、別に発令することなく退職となる。
- ・辞職の申出は、所定の様式により原則 3 0 日前に書面により行うものとする。

15 服務

- ・地方公務員法の服務に関する規定が適用される (営利企業等への従事の制限を除く)。
- ・なお、営利企業等へ従事する場合は、事前に届出書を提出するものとする。
- ・法令に基づき失職、懲戒処分、分限処分等となる場合がある。